

青色申告特別控除の見直しについて

2026年度（令和8年度）の税制改正により、令和9年分以後の所得税について、青色申告特別控除の仕組みが見直されることになりました。
主な変更内容は以下の3点です。

1. 売上が1,000万円超の場合、簡易簿記による10万円控除は対象外になります。
2. 書面提出による55万円控除は廃止になります。
3. 優良な電子帳簿保存等の要件クリアで、控除額が最大75万円に引き上げられます。

1. 売上が1,000万円超の場合、簡易簿記による10万円控除は対象外になります

青色申告者で、複式簿記ではなく「簡易簿記」で記帳している場合でも、これまでは一律で10万円の特別控除を受けることができました。

しかし今回の改正により、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を「簡易簿記」により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

ただし、不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は「簡易簿記」の場合と同様に最大10万円となります。

「複式簿記」には経営状況やお金の流れを正確に把握できたり、ミスや不正を発見しやすいなどのメリットがある一方、「簡易簿記」に比べて記録する項目が多く複雑になります。
「複式簿記」への移行を希望される場合には、お早めに対応をご検討ください。

収入金額 (2年前)	改正前 【簡易簿記】	改正後	
		【簡易簿記】	【複式簿記 + e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円※	65万円又は 75万円
1,000万円以下	10万円	10万円	

※業務的規模の不動産所得の場合は、10万円の控除を受けられます。

2. 書面提出による55万円控除は廃止になります

これまでは、e-Taxを使わずに「書面」で確定申告書を提出した場合でも、正規の複式簿記で記帳し、期限内に損益計算書とあわせて「貸借対照表」を提出していれば、「55万円」の控除を受けることができました。

令和9年分以後、複式簿記で記帳していても、書面（紙）で確定申告書を提出した場合の控除額は10万円となります。令和8年分までは55万円の控除が受けられますが、令和9年分以後はe-Taxへの切り替えが必須です。

土手内総合事務所では、e-Taxで申告をしておりますが、お客様ご自身で確定申告をされる場合はご注意ください。



3. 優良な電子帳簿保存等の要件クリアで、控除額が最大75万円に引き上げられます。

これまでの「65万円控除」の要件は、「複式簿記による記帳」「貸借対照表・損益計算書の添付」「期限内申告」を満たした上で、「e-Taxによる申告」または「優良な電子帳簿保存」のどちらか一方を行えばクリアできていました。

しかし、今回の改正により、これまでの65万円の要件（e-Taxによる期限内申告など）をクリアした上で、さらに以下のいずれか一方のデジタル対応を重ねて行うことで、特別控除額が最大75万円に引き上げられます。

- ⑥ 仕訳帳および総勘定元帳について、法的な一定要件（訂正・削除履歴の確保など）を満たす「優良な電子帳簿」として保存している場合
- ⑥ 受け取った請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を、真実性や検索性の一定要件を満たして会計ソフト等へ自動連携・保存している場合

事業所得や不動産所得のある個人事業主の皆様は、令和9年分以降の確定申告で受けられる控除額が変わる可能性がありますのでご注意ください。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。